

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所
(株) 秋山工務店	茨城県日立市大沼町 1 - 7 - 1

2. 指名停止措置期間 令和 8 年 4 月 8 日から令和 8 年 5 月 7 日まで（1 か月間）

3. 指名停止措置の適用範囲 大子町が発注する工事業務等

4. 事実概要

株木・オカベ・秋山特定建設工事共同企業体は、高萩工事事務所発注の 07 県単道改第 07-03-973-Z-001 号道路改良工事（(仮称) 大久保町第 1 トンネル）の工事現場において、令和 8 年 1 月 26 日、積載型トラッククレーンがバランスを崩し横転し、荷台にいた 1 次下請け作業員 1 名が重傷を負った。

5. 指名停止理由

工事関係者に重傷者を生じさせたことは、大子町建設工事等請負業者指名停止等措置要綱の別表第 1 第 7 号ウに該当するため。

<「指名停止等措置要綱」別表第 1 第 7 号ウ>

措置要件	期 間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) (7) 建設工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたとき。 ウ 工事関係者に複数の負傷者を生じさせたとき、又は重傷者を生じさせたとき。	認定をした日から 1 か月以上 2 か月以内

問合せ先 大子町役場財政課契約管財担当 大子町大字北田気 6 6 2 電話 0 2 9 5 - 7 2 - 1 1 1 9